

新潟県条例第21号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 総務部関係		(2) 総務部関係	
事	務	市町村	市町村
(略)		(略)	
		2 地方自治法第295条の規定による財産区の議会等の設置等に関する条例の設定	長岡市、新発田市、村上市、妙高市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、南魚沼市及び胎内市
<u>2</u>	(略)	<u>3</u>	(略)
<u>3</u>	(略)	<u>4</u>	(略)
<u>4</u>	(略)	<u>5</u>	(略)
<u>5</u>	(略)	<u>6</u>	(略)
<u>6</u>	(略)	<u>7</u>	(略)
<u>7</u>	(略)	<u>8</u>	(略)
<u>8</u>	(略)	<u>9</u>	(略)
(3)～(9) (略)		(3)～(9) (略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。